

## 第3章

# 雇用のミスマッチの縮小のための 雇用対策の推進

### 第1節

#### 雇用情勢の変化に対応した機動的かつ効果的な 対策の展開

#### 1 2004（平成16）年度の雇用失業情勢

2004年度は、企業部門の改善が進み、景気の回復が続いたが、年度後半には、一部に弱い動きがみられ、回復が緩やかになっている。雇用失業情勢も厳しさが残るものの、改善が進んでいる。

完全失業率は、2004年度平均で前年度差0.5ポイント低下し4.6%となり、有効求人倍率についても、0.17ポイント上昇し、0.86倍となるなど、改善している。

詳細に見ると、前年同月と比べ、新規求人数は2002（平成14）年7月以降増加が続いており、完全失業者数は2003（平成15）年6月以降減少が続いている。また、このうち、自らの意思によらない非自発的理由による離職者数についても2003年8月以降減少が続いており、事業主による雇用調整が一服したことがうかがえる。一方で、労働力人口の減少傾向が続いていることや、特に、若年者を中心にミスマッチが依然として大きく、また、雇用情勢には地域差がみられるなど留意すべき事項も見られる。

こうした状況に的確に対応し、雇用失業情勢の更なる改善を図るべく、若者の人間力を高めるための国民運動の推進等、若者人間力強化プロジェクト等による若年者雇用対策の強化、地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援や建設業における労働力需給調整機能の強化など、地域に密着した雇用対策の強化、求職者の個々の状況に的確に対応したハローワークの就職支援の充実、65歳までの雇用機会の確保に向けた、高年齢者雇用対策の充実、雇用と福祉の連携による障害者雇用対策の充実などの施策に積極的に取り組んでいくこととしている。

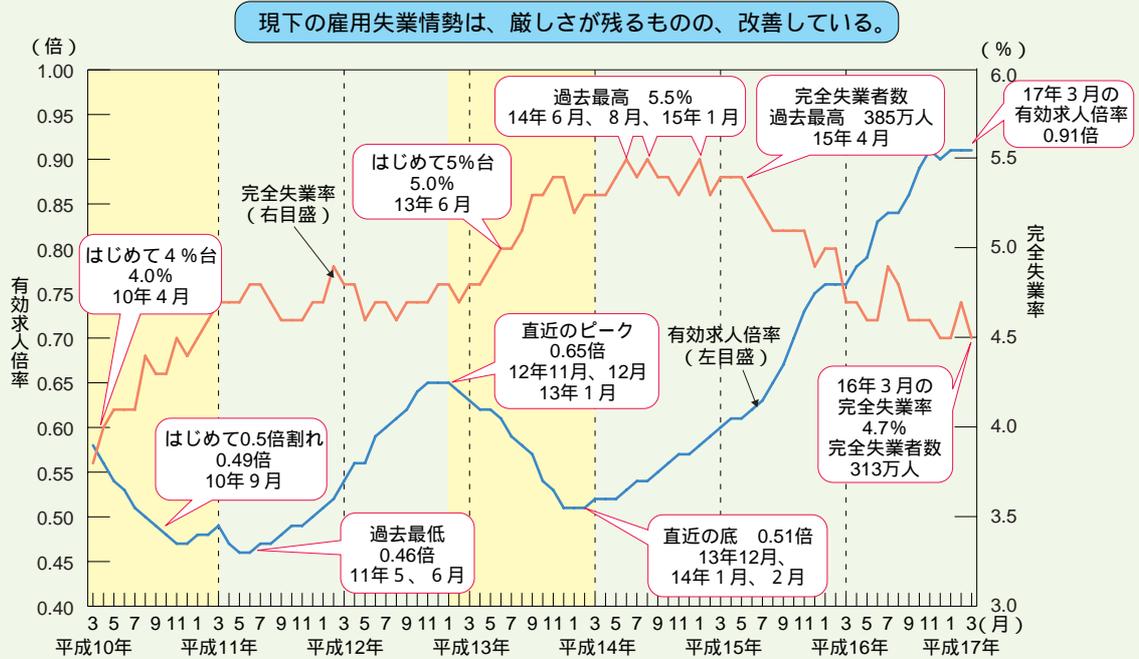
◀図表3-1-1

### 第2節

#### 地域における雇用創造の支援

雇用失業情勢は全国的に改善傾向にあるものの、地域差が見られるところであり、地域の雇用失業情勢を改善し、地域経済の活性化や地域の雇用創造につなげるためには、地域自らが、その特性に応じた雇用創造に取り組むことが重要である。このため、

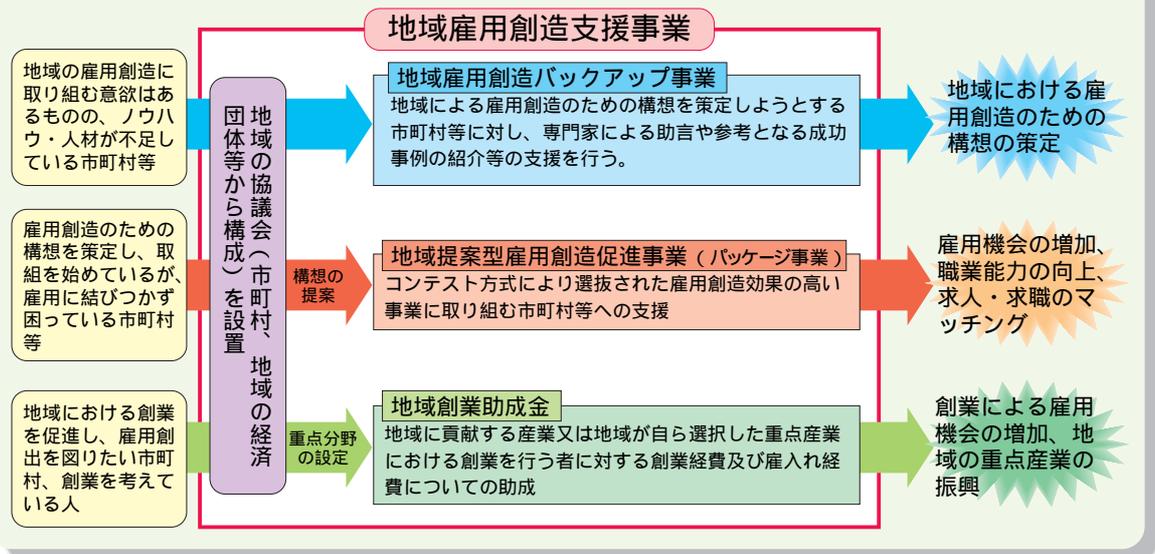
図表3-1-1 完全失業率と有効求人倍率の動向



2005（平成17）年度から地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組みを促進し、その取組みがさらに効果を上げるよう支援することを目的として、地域雇用創造バックアップ事業、地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）、地域創業助成金から構成される「地域雇用創造支援事業」を実施する。

図表3-1-2 ▶

図表3-1-2 地域雇用創造支援事業



## 1 地域雇用創造バックアップ事業の実施

地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等、具体的には以下のような企画・構想段階における支援を行う。

地域雇用創造アドバイザーの設置

地域のアイデアを具体化するための方策についての相談・助言等を行うアドバイザーを各都道府県労働局に設置。

地域雇用創造促進会議の開催

地域の関係者による会議を開催し、地域雇用の創造に向けた構想やビジョン、雇用労働面の課題の解決方法等について検討を行い、地域の雇用創造に取り組む市町村等を支援。

地域雇用創造支援人材派遣事業の実施

地域からの要請に応じ、地域の雇用創造に関する専門的知識を有する専門家等を派遣。

地域の雇用状況の分析や解決方法の調査研究

地域からの要請に応じ、地域の雇用創造に係る方策を検討する調査研究事業を実施。

## 2 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）の実施

雇用機会が少なく、かつ、地域再生計画を策定する地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した雇用対策事業（雇用機会の創出に係る事業（地域における創業、中核的・専門的人材の誘致等） 求職者等の能力開発に係る事業（求職者等の訓練・講習、国内外留学等） 求職者等への情報提供・相談に係る事業（地域外の求職者等に対するU・Iターンに関する情報提供・相談等））の中から、コンテスト方式により雇用創造効果の高いものを選抜し、その事業の実施を市町村等から成る地域の協議会へ委託する。

## 3 地域創業助成金の実施

地域雇用受皿事業特別奨励金<sup>（注）</sup>を拡充して地域創業助成金とし、従来からのサービス10分野に加え、市町村等が自ら選択した地域重点分野において法人の設立又は個人の事業の開始をした者に対して、2人以上の雇入れ（うち1人以上は非自発的離職

者、ただし、非自発的離職者自ら創業する場合は1人以上) 3ヶ月以上経過している場合に、助成を行う。助成額については、新規創業支援金として、創業経費の3分の1、雇入れ奨励金として、非自発的離職者1人当たり30万円を支給する。

(従来からのサービス10分野)

個人向け・家庭向けサービス	社会人教育向けサービス
企業・団体向けサービス	住宅関連サービス
子育てサービス	高齢者ケアサービス
医療サービス	リーガルサービス
環境サービス	地方公共団体からのアウトソーシング

### 第3節

#### 民間との共同・連携による就職支援

##### 1 成果に対する評価に基づく民間委託による長期失業者の就職支援

民間委託による長期失業者の就職支援については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(2003(平成15)年6月27日閣議決定)において、「長期失業者に民間事業者を活用して集中的な就職相談、効果的な職業訓練・職業紹介等を行う。その成果に対する評価に基づく報酬等の誘因を付与する。」とされ、これを踏まえ、「民間委託による長期失業者の就職支援事業」を実施しているところである。本事業は、公共職業安定所において民間のノウハウを活用する事業の全く新しい形態として、公共職業安定所の業務の一部、すなわち、公共職業安定所で安定した雇用に至らなかった長期失業者について、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着指導までを包括的に民間事業者に委託し、安定した雇用の実現を図る試行的な取組みである。

本事業については、2004(平成16)年2月に民間事業者の選定や対象者の選定に着手し、2004年4月から順次実施しているところであるが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(2004年6月4日閣議決定)において、「長期失業者を対象に導入されたハローワーク事業の包括的な民間委託について、評価結果を踏まえ、より効果

(注) 地域雇用受皿事業特別奨励金

地域に密着したサービス事業を新たに設立し、一定の雇入れを行った場合に、地域雇用受皿事業特別奨励金により、その新規事業に係る経費及び労働者の雇入れを支援する。

的・効率的な就職支援となるよう民間事業者の活用を拡大する。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、2005（平成17）年度は、対象地区及び対象者の拡充、1地区2事業者以上の選定など民間事業者の活用を拡大したところである。

## 2 市場化テストのモデル事業の実施

2004（平成16）年12月に規制改革・民間開放推進会議において会議決定された「規制改革・民間開放推進に関する第1次答申」を受けて、以下の事業を市場化テストのモデル事業の対象とすることとした。

### （1）キャリア交流プラザ事業

全国15の主要ハローワークでは、中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を登録制により対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るキャリア交流プラザ事業を実施しているが、このうちの5か所について市場化テスト（モデル事業）の対象とした。

### （2）若年者版キャリア交流プラザ事業

若年求職者を対象とした、キャリアコンサルティング等を行う若年者版キャリア交流プラザ事業を新たに実施することとし、1か所について市場化テスト（モデル事業）の対象とした。

### （3）求人開拓事業

求人の量的確保を図るための求人開拓について、有効求人倍率の低い全国77地域の労働市場圏のうち、3地域について市場化テスト（モデル事業）の対象とした。

## 3 民間活力の積極的活用等による労働力需給調整機能の強化

労働市場の構造的変化等に的確に対応し、労働力需給のミスマッチの解消を図るためには、国が職業相談、職業紹介等を実施することはもとより、民間の職業紹介事業者や労働者派遣事業者等が、民間の活力や創意工夫を活かし、各事業者がそれぞれ得意とする分野で積極的に労働力需給のミスマッチを解消していくことが重要である。

職業紹介事業及び労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を促進することができるよう、2003（平成15）年6月に、職業紹介事業や労働者派遣事業

の許可・届出制の見直し、物の製造業務への労働者派遣の解禁、紹介予定派遣の位置付けの明確化、派遣期間制限の最長3年までの延長、派遣労働者の直接雇用の促進等を内容として、職業安定法及び労働者派遣法が改正され、2004（平成16）年3月から施行されたところであり、厚生労働省としては、この新制度の円滑な施行を図り、我が国全体の労働力需給調整機能の強化を図っているところである。

## 第4節

### 労働移動、人材確保対策等の推進

#### 1 建設労働対策の推進

いわゆるバブルの崩壊以降の民間投資の減少と近年の公共投資の削減の動きによる建設投資額の大幅な減少傾向、建設労働者の過不足状況における過剰傾向、建設業就業者の高齢化の進展、将来にわたる技能労働者の不足の懸念等、建設業は現在、様々な課題に直面している。

このような状況を踏まえ、（1）事業主の新分野進出の支援、（2）建設業離職者の円滑な労働移動の推進、（3）建設業における労働力需給調整システム、（4）必要な技能労働者の育成・確保の促進、を柱とする新たな建設労働対策が、2005（平成17）年1月に労働政策審議会において取りまとめられた。

これに即し、建設業内外への円滑な労働移動の推進、建設業内外の新規・成長分野への進出の促進及び各種支援策に関する情報提供・相談援助のワンストップサービスの提供を柱とする「建設雇用再生トータルプラン」を強化し、引き続き実施していくとともに、新たな労働力需給調整システムの導入を盛り込んだ「建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」を2005年2月10日に第162回通常国会に提出したところである。

また、これに合わせて、改正法成立後には、その内容等を反映させた新建設雇用改善計画を策定し、新たな労働力需給調整システムの適正な運営を図るとともに、その他の新たな建設労働対策についても着実に推進していくこととしている。

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の改正について

建設業については、中長期的な建設投資の減少等を背景に労働者の雇用が不安定化するおそれがある中で、受注産業という特性から、労働者を過剰又は不足とする建設業者が共存している状況にある。また、「経済財政運営と構

造改革に関する基本方針2004」において、建設業者が住宅リフォーム等の新たな雇用の吸収先となる新分野へ進出することを関係省庁が連携して支援することとされている。こうした状況に対応し、建設労働者の雇用の安定等を図るため「建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出したところである。

同法律の概要は以下のとおりである。なお、施行期日は、公布の日より6ヶ月以内の範囲で政令で定める日である。

#### 建設雇用改善計画の記載事項の追加

厚生労働大臣が策定する建設雇用改善計画に、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要事項を追加する。

#### 実施計画の認定制度の創設

事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する措置並びに建設業務有料職業紹介事業又は構成事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を一体的に実施するための実施計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができるものとする。

#### 建設業務有料職業紹介事業の創設

厚生労働大臣の認定を受けた実施計画において、建設業務有料職業紹介事業を実施することとされている事業主団体は、厚生労働大臣の許可を受けて、建設業務有料職業紹介事業を実施することができるものとする。

#### 建設業務労働者就業機会確保事業<sup>(注)</sup>の創設

厚生労働大臣の認定を受けた実施計画において、建設業務労働者就業機会確保事業を実施することとされている構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けて、建設業務労働者就業機会確保事業を実施することができるものとする

(注) 建設業務労働者就業機会確保事業とは、認定を受けた実施計画を作成した事業主団体内において、適格性要件を満たした構成事業主が常用の建設現場労働者を、他の構成事業主に送出し、その事業主の指揮命令の下で就労する機会を与えるものである。

## 2 港湾労働対策の推進

港湾労働法及び2004（平成16）年度から2008（平成20）年度までを対象とする港湾雇用安定等計画に基づき、港湾労働者派遣制度の適正な運営の確保等港湾労働者の雇用の安定及び福祉の増進のための施策を推進している。

## 3 効果的な労働移動支援の推進

事業規模の縮小等に伴う離職者や、定年退職による離職者等の円滑な労働移動を実現するため、こうした離職者等を発生させる事業主が、その再就職の促進のための措置（求職休暇の付与、再就職相談員の配置、民間の職業紹介事業者への委託等）を講じた場合や、こうした離職者等を雇い入れた事業主が、その定着のための講習を実施した場合などに、労働移動支援助成金を支給している。

## 4 良好な雇用機会の創出・確保

### （1）中小企業における雇用機会の積極的な創出

中小企業は、日本経済再生の担い手としてはもとより、新たな雇用機会の創出の担い手として大いに期待されることから、中小企業労働力確保法に基づき創業や異業種への進出を行うなど活力ある中小企業の人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動への支援を行うことにより、良好な雇用機会の創出及び労働力の確保を図っているところである。さらに、新規・成長分野における新たな雇用機会の創出とそれらの分野への円滑な労働移動を図るため、新規・成長分野の企業等を対象として、各種セミナーや求職者との面接会の開催等を通じたきめ細かな情報提供・相談援助等の支援措置を総合的に実施している。

### （2）雇用保険受給資格者の自立支援を通じた雇用機会の創出

雇用保険の受給資格者自らが事業を起こし、事業開始後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、その新規創業に係る経費を支援する受給資格者創業支援助成金により、創業支援を通じた雇用機会の創出を図っている。

## 5 「農林業をやってみよう」プログラム等の実施

農林漁業で働いてみようという意欲を持つ失業者の様々な希望や能力等に応え、農林漁業の就業、就農等の実現に向け、厚生労働省と農林水産省とが連携して、情報提供・職業紹介機能の強化、就農等のための能力開発・技術習得支援の充実、農林業体験・生きがい農業の支援の強化といった「『農林業をやってみよう』プログラム」を2003（平成15）年に取りまとめ、現在両省で推進しているところである。

また、2004年（平成16）年11月にホームページ「農林漁業をやってみよう」を開設し、農林漁業に関する求人情報やイベント情報の提供、メールマガジンの配信等、インターネットによる、農林漁業への就業等についての情報提供を充実させている。

## 第5節

### 安心して働ける雇用環境の整備

#### 1 外国人雇用対策の推進

我が国で就労する外国人労働者は年々増加しているところ、外国人労働者の適正な受入れ、不法就労の防止、合法的に就労できる外国人の適正な雇用・労働条件の確保が重要となっている。

そこで、外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、さらに、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実に努めている。また、留学生が卒業後の日本企業への就職を希望する場合には、専門的、技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れを推進する観点から、大学等教育機関や経済団体等の関係機関と連携して就職支援を実施している。なお、日系人については、北関東・東海地方等の日系人が多数集住している地域において、2003（平成15）年度においては、職業選択、求職活動、労働条件等に関する相談・情報提供を行う「日系人職業生活相談室」を設置し、2004（平成16）年度においては、不就労・不就学の日系人若年者等を対象に、今後のキャリア形成支援など職業生活に関する意識を啓発し、日本の労働慣行や日本で生活していく上で必要となる知識を身につけるために、就職支援ガイド等によるキャリア形成支援及び個別の相談・指導による就職支援を実施しているところである。

不法就労対策については、関係行政機関との連携の強化を図るとともに、我が国で

の適正な就労を促進するため、我が国の外国人労働者受入れ方針、制度等に関する周知等を行っている。

## 2 雇用保険制度の安定的運営の確保等

雇用保険制度については、2004年（平成16）年12月に策定した特別会計に係る改革案の中で、成果目標及び中期的な抑制の目標の設定と今後の取組工程について明示したところである。

### 【特別会計に係る改革案（雇用勘定部分）（抄）】

失業等給付については、経済社会の構造的変化に的確に対応し、平成19年度末頃までの雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付・負担の両面にわたる抜本的改正を行い、平成15年5月にこれを施行したところである。今後、雇用失業情勢が変化する中であっても、受給者の早期再就職の促進、失業認定の的確な実施、労働移動支援施策の推進等による雇用の安定的確保などに積極的に取組み、制度の安定的運営の確保を図る。

雇用保険三事業については、現下の雇用失業情勢を踏まえ、当面する諸課題に的確に対応すべく、適切な施策の実施を進めるとともに、目標管理の徹底を図り、事業の効率的・効果的实施に努め、平成17年度予算の支出を対前年度予算比で抑制し、雇用の安定等の施策を機動的に実施できるようにするための雇用安定資金の確保を図る。また、平成18年度以降も、その時々の雇用失業情勢に的確に対応し、効率的・効果的な事業の実施とともに、事業の見直し等に不断に取組み、支出の抑制に努める。

雇用保険三事業について、具体的には以下のような取組みを行っている。

#### 目標管理の徹底

「目標設定 事業実施 事業評価 事業の見直し」という各事業ごとの目標管理を徹底することとし、2004年度は80事業について目標を設定。2005（平成17）年度は、評価対象事業の拡大（80事業 154事業）やより適切な成果目標の設定（アウトカム目標割合 約8割 約9割）により、さらに充実を図る。

#### 施策の重点化

政策効果や利用実績を踏まえた見直しを行ったほか、ミスマッチ解消等に向けた事業の重点化・効率化を図り、メリハリのある事業展開を実施するとともに、当初予算額も2001（平成13）年度以降5年連続で削減。

また、雇用創出や職業能力開発に係る事業主等への助成金について、実績、効果等を勘案した上で見直しを行い、本数を29本から24本に縮減するとともに、予算額を縮減。